

富山労働局発表
令和6年11月14日

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 佐竹 俊一
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

富山県特定（産業別）最低賃金を改正します。
富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金
時間額 1,035円

**～諮問したすべての特定最低賃金を改正決定し、
いずれも過去最大の引上げ額で 1,000 円超えに～**

1 富山労働局長（小島 悟司）は、本年8月21日付けで「特定最低賃金(注記1)の改正決定について」富山地方最低賃金審議会（会長 長尾 治明）に諮問し、同審議会から本年10月29日付けで富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金(注記2)の改正決定に係る答申があったところです。

本件答申について異議申出に関する公示を行っていましたが異議申出はなく、本日、答申どおり当該最低賃金を現行の時間額995円から40円引き上げ、1,035円に改正することを決定しましたのでお知らせします。

これは、当該最低賃金が新設された平成21年以降最大の引上げ額となります。

2 富山労働局では、今後、当該最低賃金の改正・発効に係る手続き(官報公示)を進め、改正された最低賃金は、本年12月27日に発効する予定です。

3 また、本年10月1日発効となっている富山県最低賃金と合わせ、本件最低賃金の周知及び履行確保を行うとともに、賃金の引上げの環境整備等を図るための支援策として、中小企業・小規模事業者向け国の助成金「業務改善助成金」、その上乘せ補助である県の補助金「富山県賃上げサポート補助金」や、すべての事業者が利用できる「キャリアアップ助成金」などの周知にも取り組んでまいります。

4 本件特定最低賃金の改正額推移、改正手続の流れ(イメージ)は別紙のとおりです。

(注記)

1 特定最低賃金とは、特定の産業(業種)で働く方に適用される最低賃金です。

本最低賃金のほか、富山県電気機械器具製造業最低賃金(略称)、富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金について改正が決定し、昨日(11/13)、報道関係者各位へ発表しています。

なお、特定最低賃金が適用されない産業には、富山県最低賃金 998 円が適用されます。

(参考)

件名	改正額(引上げ額)	発効予定日
富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金	1,035 円(+40 円)	R6. 12. 27
富山県電気機械器具製造業最低賃金	1,002 円(+51 円)	R6. 12. 26
富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	1,003 円(+48 円)	R6. 12. 26

2 富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金は、「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」の略称です。

○富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金額の推移

(対前年度引上げ率、引上げ額（過去5年）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	912円	934円	960円	995円	1,035円
対前年度引上げ率	0.55%	2.41%	2.78%	3.65%	4.02%
対前年度引上げ額	5円	22円	26円	35円	40円

○特定最低賃金改正手続の流れ（イメージ）

・富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金

